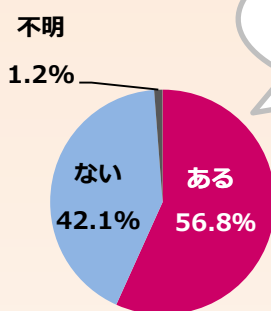


# 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度



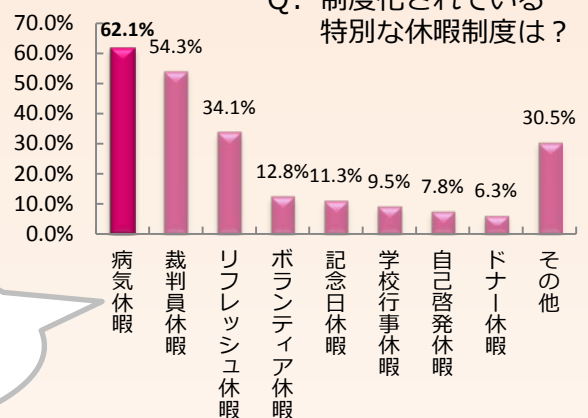
Q. 特別な休暇制度はありますか？



半数以上の企業が何らかの特別な休暇制度をすでに導入しています。

特別な休暇制度を導入している企業のうち、導入されている割合が最も高い制度は「病気休暇」です。

Q. 制度化されている特別な休暇制度は？



出典：平成25年度『特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査』



# 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは



経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことが必要です。

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは、「労働時間等見直しガイドライン」※において例示されている「特に配慮を必要とする労働者」（下記参照）に対して付与される特別な休暇制度です。

これらの休暇は、年次有給休暇とは違い、付与する義務がないものもありますが、事業主は労働者の個々の事情に対応しつつ、事業場における労使の話し合いにより、付与を検討することが望まれます。

※厚生労働省が、事業主が特別な休暇を含む労働時間等の見直しについて適切に対処するために必要な事項を定めたもの。

## 特に配慮を必要とする労働者の例

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者 | ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者 |
| ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者         | ⑥ 地域活動等を行う労働者      |
| ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者            | ⑦ その他特に配慮を必要とする労働者 |
| ④ 単身赴任者                     |                    |

# いま、病気療養のための休暇が必要とされています



近年の医療技術の進歩により、これまでは治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱えながら、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や、治療を受けながら就労する労働者の数が増加しています。

こうした労働者をサポートするため、

- ◆ 治療・通院のための**時間単位や半日単位で取得できる休暇制度**
- ◆ 年次有給休暇とは別に使うことができる**病気休暇**
- ◆ 療養中・療養後の負担を軽減する**短時間勤務制度**

等を導入することの必要性が高まっています。

## 時間・半日単位の年次有給休暇

平成22年4月1日の改正労働基準法の施行により、労使協定を締結すれば、年に5日を限度に年次有給休暇を時間単位で取得できるようになりました。

## 失効年休積立制度

失効した年次有給休暇を積み立て、病気等で長期療養する場合に使えるようにする制度です。導入している企業は、全体の23.4%※となっています。

## 病気休暇

私傷病の療養のために、年次有給休暇以外で利用できる休暇制度です。取得できる要件や期間は、労使の協議あるいは休暇を与える使用者が決定します。

## 短時間勤務制度

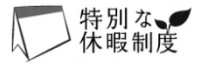
一定の期間、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を導入している企業は42.7%※、そのうち疾病治療のために制度を利用できる企業は54.2%※となっています。

※ 出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構『メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査』



# 病気休暇制度を導入している企業をご紹介します

(平成23年度～25年度 『特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業』における収集事例)



## ▼ 平成25年度事業における収集事例

障がい者通院休暇  
ストック有給休暇

### 株式会社サタケ

製造業 従業員数1,019名  
(2013年10月31日現在)

3日間の障がい者通院休暇のほか、時効となってしまう年次有給休暇3年分の半分(最大30日)を積み立て、社員の長期入院や家族の看護・介護、ボランティア活動、男性の育児休業、不妊治療などに利用できる

ストック休暇

### コニカミノルタ株式会社

製造業 従業員数7,590名(単体)  
(2014年1月現在)

失効する年次有給休暇のうち、40日を「ストック休暇」として積み立て、本人の傷病や育児休職、家族の介護、本人や配偶者の不妊治療、学級閉鎖時の子どもの付き添いなどのために取得できる

積立休暇

### 株式会社資生堂

製造業 従業員数33,356名  
(2013年3月31日現在)

失効する年次有給休暇を「積立休暇」として60日まで積み立て、私傷病で2週間以上の休暇を取る場合、年次有給休暇に先行して「積立休暇」を利用できる

特別支援休暇

### 伊藤忠商事株式会社

商社 従業員数4,281名  
(2013年7月1日現在)

失効する年次有給休暇を累積し、本人の傷病、育児、介護等で必要になった時に、年次有給休暇とは別の休暇として利用可能に(累積限度日数は勤続満8年未満が30日、満8年以上が60日)

## ▼ 平成24年度事業における収集事例

特別療養休暇  
骨髄ドナー休暇

### アステラス製薬株式会社

製造業 従業員数17,085名(連結)  
(2012年3月31日現在)

同一の傷病または重度の妊娠障害によって連続1ヶ月の療養を経た後もなお継続して療養が必要な場合に、年次有給休暇を使って1ヶ月療養した後に、操業日30日の特別療養休暇が付与される  
骨髄提供する社員に対して日数制限なく、時間単位で利用できる骨髄ドナー休暇がある

時間有給休暇  
積立休暇

### カシオ計算機株式会社

製造業 従業員数2,608名  
(2012年3月31日現在)

子育て中の社員からの要望に応じて年次有給休暇を時間単位で取得可能にし、また失効する年次有給休暇を上限30日まで積み立て、私傷病、ドナー等に使える

年次有給休暇の  
積立制度

### 学校法人東北薬科大学

教育 従業員数157名  
(2012年5月1日現在)

失効した年次有給休暇を、50日を上限として積み立てることができ、私傷病、家族の介護等のほか、語学研修や大学院進学のために利用できる

病気特別休暇  
アフターケア制度

### 日新火災海上保険株式会社

保険事業 従業員数2,606名  
(2012年3月31日現在)

疾病により入院した場合、入院11日目から40日を限度に病気特別休暇を取得でき、復帰後は、勤務時間を短縮したり、週に一度通院のために休暇を取得できるアフターケア制度を利用可能に

## ▼ 平成23年度事業における収集事例

保存休暇

### リンテック株式会社

製造業 従業員数2,529名  
(2011年3月31日現在)

繰り越せる限度を越えて毎年時効により消滅してしまう年次有給休暇を最大50日まで保存でき、社員自身の傷病、配偶者・子ども・親の看護や介護、家族入院時の子の養育の範囲で取得可能に

年次有給休暇の  
積立制度

### 三菱化学株式会社

製造業 従業員数6,013名  
(2011年9月30日現在)

使用されなかった年次有給休暇のうち、失効してしまう部分を最大40日まで積み立て、本人の私傷病、家族の看護、ボランティア休暇等として活用できる

骨髄ドナー休暇

### ユニ・チャーム株式会社

製造業 従業員数1,229名  
(2011年9月現在)

骨髄ドナーとなる場合、複数回病院へ行く必要があることから、骨髄ドナー休暇として、最大7日間特別有給休暇を使用できる

保存休暇

### 麒麟ビバレッジ株式会社

製造業 従業員数4,438名(連結)  
(2010年12月現在)

失効した年次有給休暇を、60日を上限に積み立てることができ、本人の私傷病の場合、連続して年次有給休暇を取得してから4日目以降に使用できる

サポート休暇

### 旭化成株式会社

製造業 従業員数25,016名(連結)  
(2011年3月現在)

使用されずに消滅してしまう年次有給休暇のうち、年に5日間を限度としてサポート休暇に振替え40日を限度に保有でき、本人の私傷病、家族の看護、社会貢献、資格取得、定年時のリフレッシュ休暇に利用可能

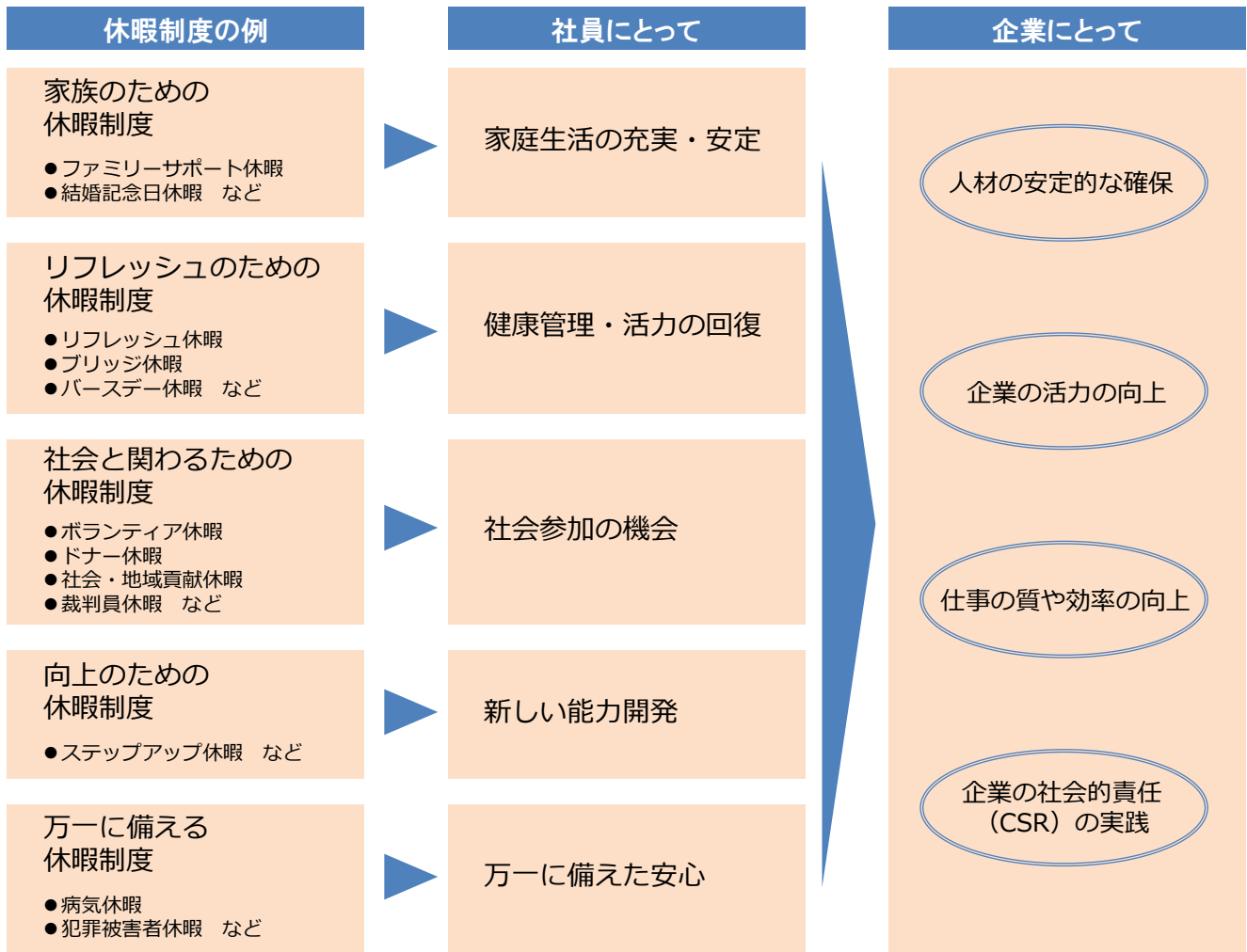
年次有給休暇の  
積立制度

### 大和ハウス工業株式会社

製造業 従業員数13,482名  
(2011年4月1日現在)

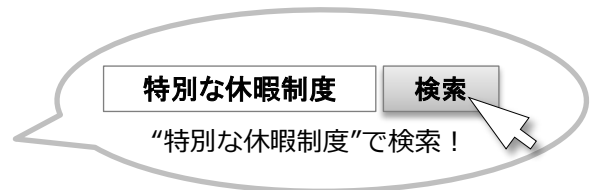
失効する年次有給休暇を最大100日まで積み立てられ、連続して5日間以上休まなければならない病気療養、出産・育児(不妊治療含む)、介護、自己啓発といった理由があるときに取得できる

# 新しい休暇制度の導入・活用で、こんな効果が期待できます



特別な休暇制度を紹介するホームページがあります。

<http://www.kyuukaseido.jp>



- 特別な休暇について学べる情報を掲載しています。
- 企業の導入事例を詳しく紹介しています。

全国各地で、特別な休暇制度に関するセミナーを開催中です！（2015年3月まで）  
 詳しくは、上記ホームページの「セミナー情報」をご覧ください。

## 厚生労働省委託事業

### 『特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業』

平成26年度 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業事務局

E-mail:kyuukaseido@tokiorisk.co.jp

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館8階

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境事業部内